



各 位

平成 25 年 12 月 26 日

会 社 名 三菱自動車株式会社
代表者名 取締役社長 益 子 修
コード番号 7211 東証第 1 部
問合せ先 常務執行役員 経営企画本部長
黒井義博
(Tel. 03-6852-4206)

「資本金及び資本準備金の額の減少」に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 12 月 26 日開催の当社取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

当社は、平成 25 年 11 月 6 日に、当社普通株式の公募増資の実施、その発行手取金を原資とした当社優先株式の取得等の諸施策を通じ、当社優先株式の全量処理と普通株主様への復配を実現することにより、再生企業からの脱却を図り新たな成長ステージへと歩みを進めることを目的とした「三菱自動車 資本再構築プラン」（以下「本プラン」といいます。）を公表いたしました。

これに基づき、当社は、当社優先株式の取得にあたって会社法上必要となる分配可能額を確保することを目的として、当社普通株式の公募増資（以下「本公募増資」といいます。）及び第三者割当による新株式発行（以下「本第三者割当増資」といい、本公募増資と併せて「本増資」と総称します。）を行う場合には、同時に本増資によりそれぞれ増加する資本金及び資本準備金の額と同額で、それぞれ資本金及び資本準備金の額を減少させることについて決議いたしました（以下、本公募増資により増加する資本金及び資本準備金の額の減少を「本公募増資に係る資本金等の額の減少」、本第三者割当増資により増加する資本金及び資本準備金の額の減少を「本第三者割当増資に係る資本金等の額の減少」といい、両者を併せて「本資本金等の額の減少」と総称します。）。

本増資の具体的な発行時期、発行条件及び発行総額等並びに本資本金等の額の減少の詳細は未定であり、決定次第お知らせいたします。

なお、本増資によりそれぞれ増加する資本金及び資本準備金の額が現時点では未定であるため、本資本金等の額の減少によりそれぞれ減少する資本金及び資本準備金の額の各合計額については、いずれも、本プランを公表した平成 25 年 11 月 6 日時点における当社優先株式の発行価額総額である 3,808 億円としています。もっとも、本資本金等の額の減少によりそれぞれ減少する資本金及び資本準備金の額の各合計額は、実際には当該金額を下回る見込みです。また、上記金額である 3,808 億円には本公募増資に係る払込みが完了したこと及び本資本金等の額の減少の効力が発生したことを条件に、本プランに基づきその全部又は一部について当社普通株式を対価とする取得請求権が行使される予定である当社優先株式の発行価額も含まれており、かつ、本プランにおいて当社は発行価額からディスカウントした価格で優先株式を取得するため、当社優先株式の全量取得のために必要な金額は当該金額を下回ります。

また、本資本金等の額の減少は、本プランの一環として実施するものであり、本プランの内容を実質的に変更することを意図するものではありません。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

①本公募増資により増加する資本金の額の減少

1,904 億円（但し、本公募増資により同時に増額する資本金の額がこれを下回る場合は、当該金額）

（なお、本公募増資と同時に、これにより増額する限度で行うものであるため、効力発生日後の資本金の額は当該効力発生日前の資本金の額を下回ることはありません。）

②本第三者割当増資により増加する資本金の額の減少

1,904 億円（但し、本第三者割当増資により同時に増額する資本金の額がこれを下回る場合は、当該金額）

（なお、本第三者割当増資と同時に、これにより増額する限度で行うものであるため、効力発生日後の資本金の額は当該効力発生日前の資本金の額を下回ることはありません。）

(2) 減少すべき資本準備金の額

①本公募増資により増加する資本準備金の額の減少

1,904 億円（但し、本公募増資により同時に増額する資本準備金の額がこれを下回る場合は、当該金額）

（なお、本公募増資と同時に、これにより増額する限度で行うものであるため、効力発生日後の資本準備金の額は当該効力発生日前の資本準備金の額を下回ることはありません。）

②本第三者割当増資により増加する資本準備金の額の減少

1,904 億円（但し、本第三者割当増資により同時に増額する資本準備金の額がこれを下回る場合は、当該金額）

（なお、本第三者割当増資と同時に、これにより増額する限度で行うものであるため、効力発生日後の資本準備金の額は当該効力発生日前の資本準備金の額を下回ることはありません。）

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項及び第 3 項並びに会社法第 448 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき資本金及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額を「その他資本剰余金」に振り替えます。

3. 資本金及び資本金の額の減少の日程

平成 25 年 12 月 26 日（木）	取締役会決議
平成 25 年 12 月 27 日（金）（予定）	本資本金等の額の減少に係る債権者異議申述 公告
平成 26 年 1 月 27 日（月）（予定）	本資本金等の額の減少に係る債権者異議申述 最終期日
平成 26 年 6 月 30 日（月）までの間 のいずれかの日（但し、本公募増資 の払込期日と同日）	本公募増資に係る資本金等の額の減少の効力 発生日
平成 26 年 6 月 30 日（月）までの間 のいずれかの日（但し、本第三者割 当増資の払込期日と同日）	本第三者割当増資に係る資本金等の額の減少 の効力発生日

4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はありません。

以 上

本資料は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。